災害廃棄物処理計画（案）　概要説明資料

1　計画の目的

本組合の災害廃棄物処理計画を策定することで、印西地区における災害廃棄物に起因する初期の混乱を最小限にするとともに、復旧・復興にあたり災害廃棄物を適正かつ迅速に処理することを目的として、災害廃棄物処理計画を策定しました。

2　対象とする廃棄物

災害時には、通常の生活ごみに加えて、避難所ごみや一部の災害廃棄物の処理を行う必要があります。災害廃棄物には住民が自宅内の被災した家財道具等を片付ける際に排出される片付けごみと、損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）等に伴い排出される廃棄物があります。

区分	内容		
災害廃棄物等	被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物	生活ごみ	家庭系一般廃棄物として、構成市町の排出ルールに基づきごみステーションに排出される。
		避難所ごみ	避難所から排出されるごみで、容器包装や段ボール、衣類等が多い。 事業系一般廃棄物として管理者が処理する。
	災害廃棄物		住民が自宅内で被災したものを片付ける際に排出される片付けごみと、損壊家屋の撤去(必要に応じて解体)に伴い排出される家屋撤去ごみがある。

3　対象とする災害

本計画では、地震災害として「千葉県北西部直下地震」、水害として本地区を流れる利根川、印旛沼流域、手賀川及び手賀沼の全河川氾濫時（想定最大規模）を対象として、災害廃棄物処理方針を検討しました。

対象地震における建物被害

構成市町	建物被害(棟) 全壊	半壊	火災焼失
印西市	約610 (約10)	約2,300	約10
白井市	約400 (－)	約1,500	約120
栄町	約320 (約20)	約1,100	－
合計	約1,330	約4,900	約130

対象水害における建物被害

全河川氾濫	全壊(棟)	半壊(棟)	床下浸水(世帯)
印西市	4,653	2,663	－
白井市	307	152	21
栄町	4,187	3,352	493
合計	9,147	6,167	514

4　災害廃棄物発生量

対象とする災害における建物被害を基に災害廃棄物発生量を推計すると、対象地震で約280,000 t、対象水害で約 1,210,000 t の災害廃棄物が発生する推計結果となりました。平時のごみ排出量（R3 実績で 59,588 t/年）の地震で約 5 年、水害で約 20 年分の量となります。

対象災害	災害廃棄物発生量(t) 柱角材	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属くず	その他	土砂	合計
千葉県北西部直下地震	46,429	3,114	67,065	156,427	3,382	8,273	－	284,690
全河川同時氾濫	124,893	13,338	389,228	340,726	7,275	314,050	23,038	1,212,550

5　既存施設の処理・処分可能量

災害廃棄物の処理を検討するにあたり、既存の廃棄物処理施設による対応能力（処理・処分可能量）を基礎的な情報として算出しました。処理・処分可能量は施設を最大限活用した場合の推計値となります。

本組合の施設で処理ができない量の災害廃棄物については、広域処理等の検討が必要となります。また、不燃物の処分については、最終処分場の利用も含め、関係者との協議により処分方針を決定します。

施設	処理・処分可能量	参考
焼却施設	12,300 t	可燃物発生量(地震:3,114t、水害:13,338t)
最終処分場	252,100 t	不燃物発生量(地震:67,065t、水害:389,228t)

6　災害廃棄物処理に関する基本方針

本組合が構成市町と協力して災害廃棄物の処理を行うための基本方針は、以下の通りです。

1)衛生的かつ円滑・迅速な処理
- 防疫、地域状況の早期回復
- 処理期間の縮小による処理費用の削減

2)処理施設の運営
- 本組合内での処理を優先
- 平時からの連携体制の構築

3)分別・再利用の推進
- 排出や分別について、構成市町と協力した啓発・広報
- 災害廃棄物の資源化

7　本組合及び構成市町の役割

本組合及び構成市町は、平時に実施している一般廃棄物の収集・運搬、中間処理、最終処分だけでなく、災害時に発生する災害廃棄物等の処理を行います。特に、本組合で主体となる業務は、施設の運営になります。

計画中では、災害時に迅速に対応できるように、本組合や構成市町の役割、収集運搬体制等を整理しました。

項目	内容	役割分担 組合	役割分担 市町
計画関連	災害廃棄物処理計画の策定	○	○
	災害廃棄物処理実行計画の策定		○
	災害廃棄物処理実行計画の見直し		○
組織体制の整備と関係団体等との連携	組織体制の整備	○	○
	関係機関との連絡体制整備	○	○
	他市町村、関係団体等との支援協定の整備	○	○
	県及び近隣市町村、関係団体等への支援要請の検討	○	○
	自衛隊、警察、消防との連携		○
その他	普及啓発作業		○
	災害等廃棄物処理事業	○	○
	廃棄物処理施設復旧事業	○	
廃棄物処理・処分施設関連	廃棄物処理施設の耐震化と災害予防	○	
	廃棄物処理施設等の被害状況把握及び県への報告	○	○
	廃棄物処理施設緊急補修、再稼働	○	
	仮置場における仮設処理施設の設置箇所		○
生活ごみ関連	生活ごみの処理	○	
	生活ごみの収集運搬、処分先の確保	○	○

8　住民への広報・啓発

災害時においては、生活ごみ・粗大ごみ等の排出方法に対する混乱が生じることが予想されます。また、災害廃棄物を適切に分別して排出いただくことは、災害廃棄物処理の進捗に大きく影響します。本計画では、それら発災後に住民の皆様へ伝達・発信すべき情報を整理しました。

時期	伝達事項
平常時	① 仮置場への搬入に際しての分別方法 ② 腐敗性廃棄物等の排出方法 ③ 便乗ごみ※の排出、混乱に乗じた不法投棄及び野焼き等の不適正な処理の禁止 ※便乗ごみ…災害廃棄物の回収に便乗した、災害とは関係のない通常ごみ、事業ごみ、危険物など
初動期、応急対応期	本組合及び構成市町は、被災者に対して災害廃棄物に係る啓発・広報を行う。
復旧・復興期	災害復旧・復興時において、被災者への情報が不足することによる不安が想定される。本組合及び構成市町の広報紙、新聞、テレビ、インターネット、SNS 等を活用して災害廃棄物処理の進捗や、復旧・復興に向けた作業の状況等を周知する。